

資料3



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

平成21年6月1日

厚生労働省

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(11月施行)

①児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ②住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(10月以降順次施行)

①児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ②通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ③市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ④要保護児童対策地域協議会の法定化 ⑤司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成19年

児童相談所運営指針等の改正(1月)

①安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい) ②虐待通告の受付の基本を徹底 等

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(4月施行)

①児童の安全確認等のための立入調査等の強化 ②保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ④要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 等

平成21年

児童福祉法の改正(一部を除き、4月施行)

①乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ②要保護児童対策地域協議会の機能強化 ③里親制度の改正等家庭的養護の拡充 ④施設内虐待の防止の規定 等

※ 児童虐待防止対策は、「少子化社会大綱(平成16年6月)」や、それに基づく「子ども・子育て応援プラン(平成16年12月)」、「新しい少子化対策について(平成18年6月)」にも位置づけられている。

児童虐待対策の現状と今後の方向性

【現状】

○児童虐待相談対応件数の増加
⇒ 平成19年度の虐待対応件数は約40,600件
⇒ 統計を取り始めて毎年増加
⇒ 平成11年度の約3.5倍

○相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 年間約50件の死亡事例が発生（1週間に1件発生）
⇒ 死亡した子どもは0歳児が約4割

○児童相談所、市町村における相談体制の不足

○社会的養護体制の不足
⇒ 一時保護所の約3割が定員を超えて一時保護を実施
⇒ 児童養護施設の入所率の増加
平成9年度 平成19年度
80.4% → 90.9%

【課題】

1. 発生予防

○虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要（育児の孤立化、育児不安の防止）

2. 早期発見・早期対応

○虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

3. 子どもの保護・支援、保護者支援

○子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
○親子再統合に向けた保護者への支援
○社会的養護体制の質・量ともに拡充が必要

【必要な施策】

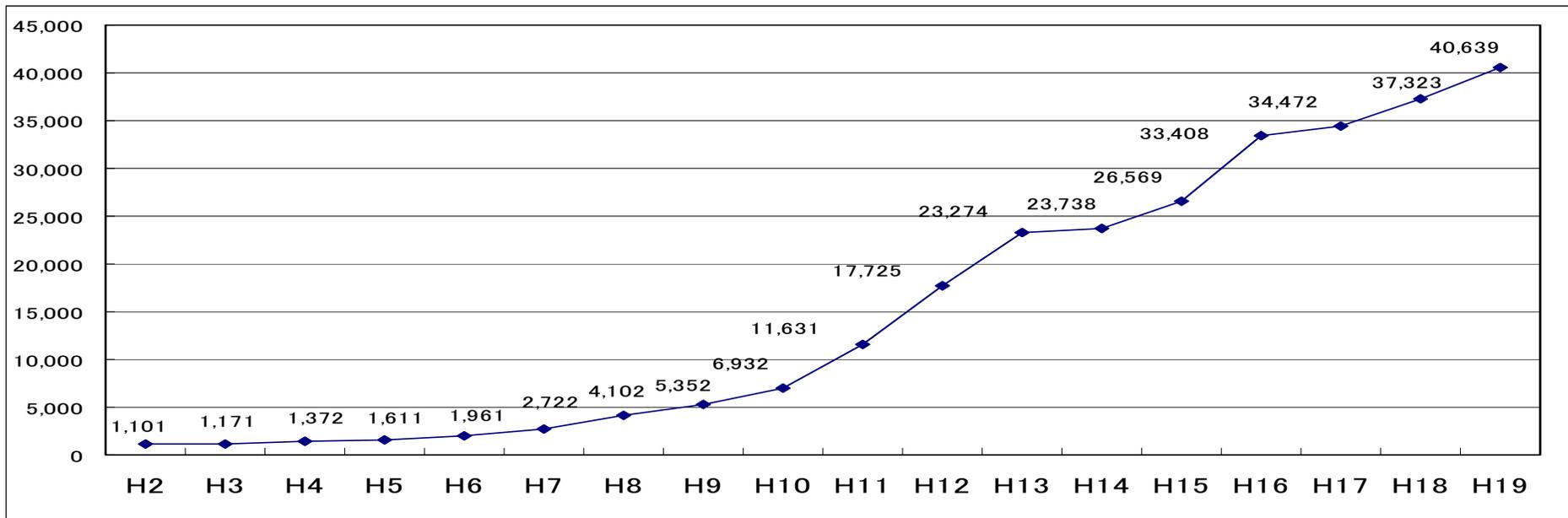
○子育て支援事業の普及・推進
・乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）
・養育支援訪問事業
・集いの場（地域子育て支援拠点事業）
○虐待防止意識の啓発

○虐待による通告の徹底
○児童相談所の体制強化（職員の質・量）
○市町村の体制強化（職員の質・量）
○子どもを守る地域ネットワークによる連携の強化

○一時保護所の拡充・混合処遇の改善
○社会的養護体制の質・量ともに拡充
・家庭的な養育環境、施設における小規模化の推進
・適切なケアを行うための人員配置基準の引き上げ等の見直し
・自立支援策の拡充
○親子再統合に向けた保護者への支援

児童虐待相談対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。



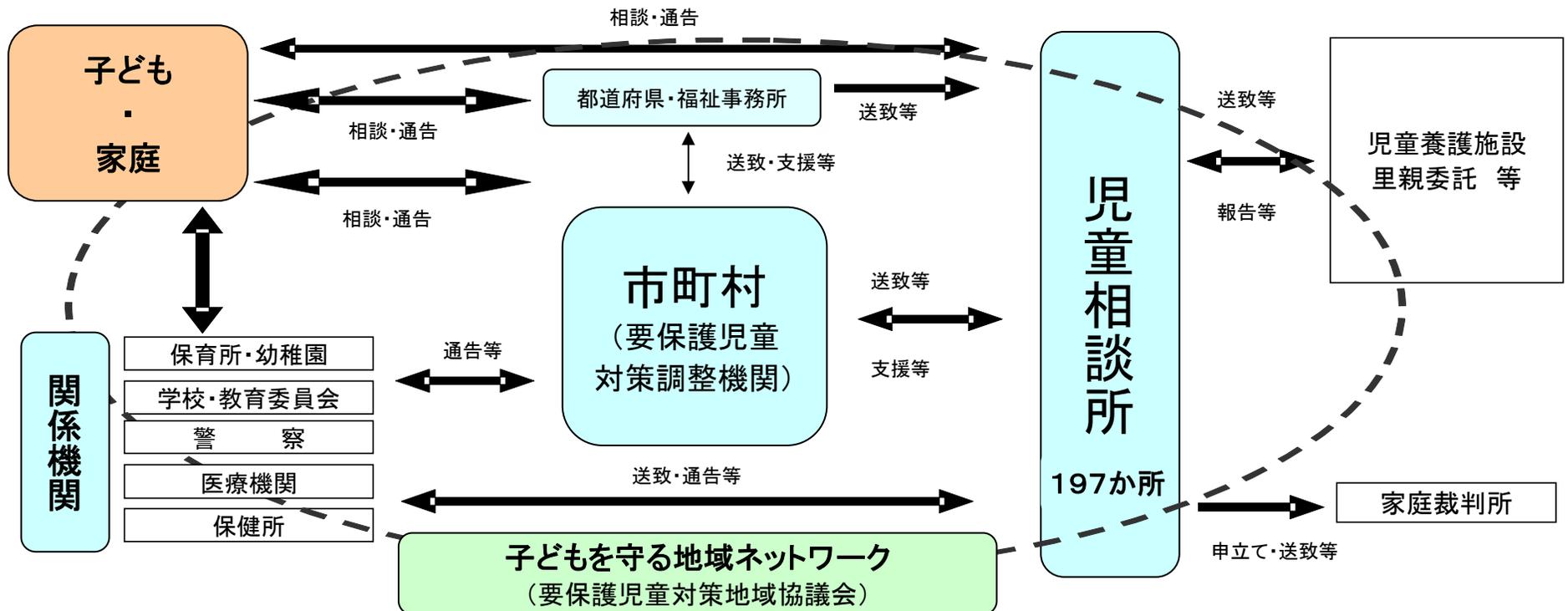
○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数(心中以外)は、おおむね年間50件程度で推移。

	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31)			第1次から第4次報告の合計 (H15.7.1~H18.12.31)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計									
例数	24	0	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	175	72	247
人数	25	0	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	192	103	295

「第1次報告から第4次報告までの子どもの虐待による死亡事例等の検証結果総括報告書」

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成19年度 51,618件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成19年度の状況

- ・ 児童虐待対応件数 40,639件

児童虐待相談対応件数の推移



児童相談所と児童福祉司

- 児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

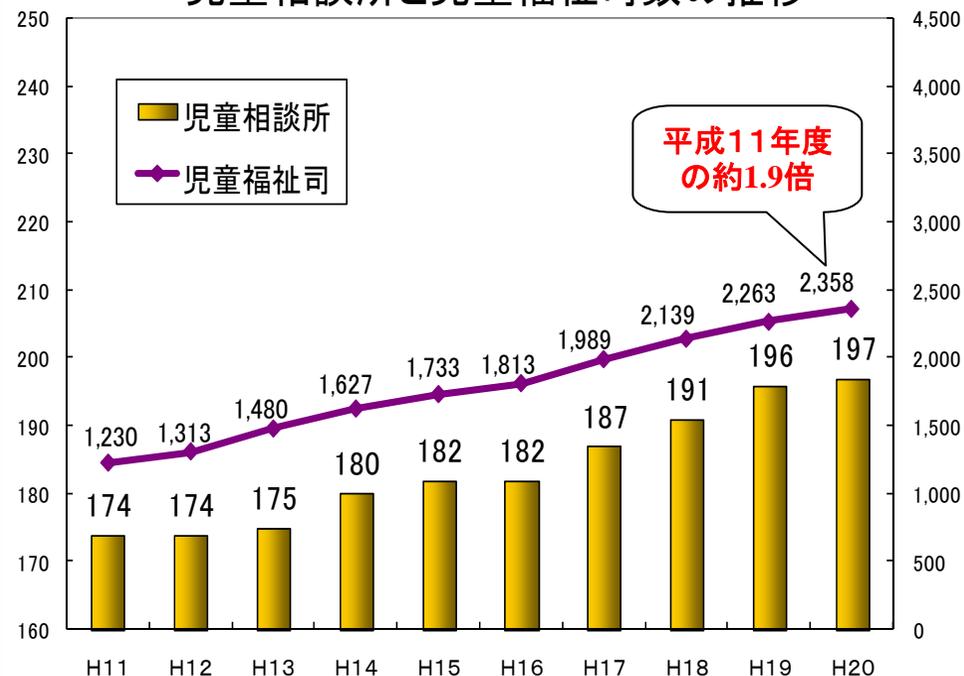
- ・ 児童相談所数 197か所
- ・ 児童相談所設置自治体数 66自治体

- 虐待対応の中心となる児童福祉司数は僅かながら増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

- ・ 児童福祉司数 2,358人

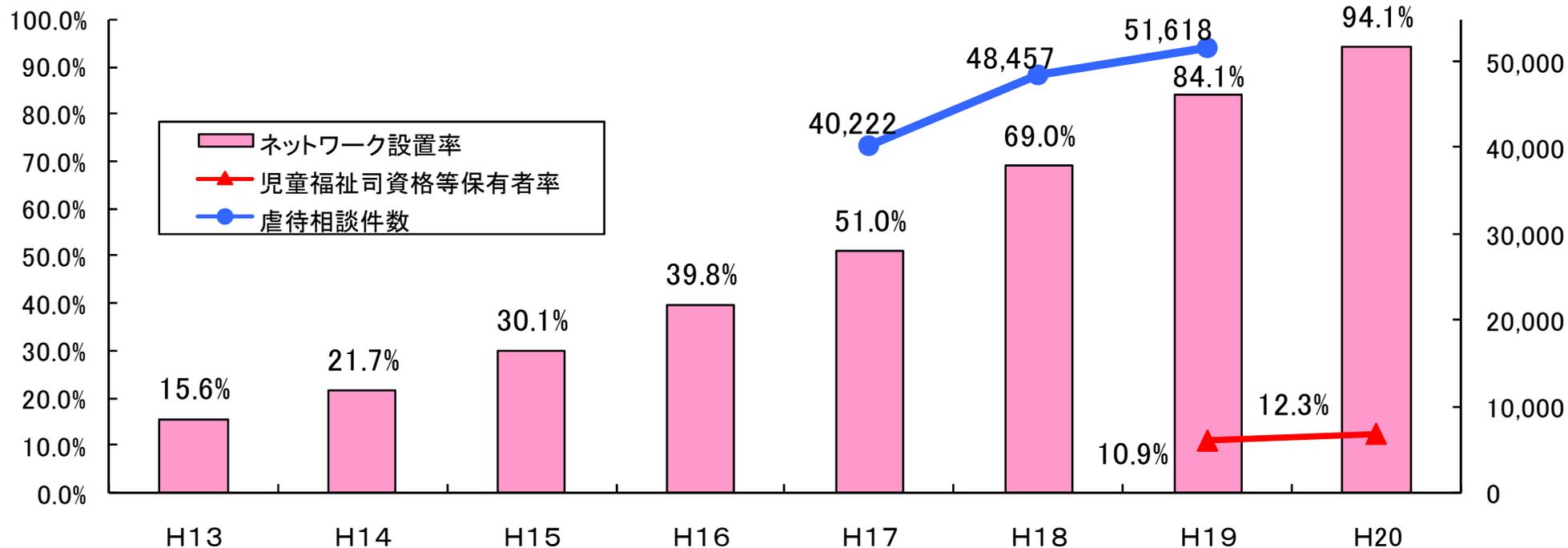
児童相談所と児童福祉司数の推移



市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成20年4月1日現在、全市町村の94.1%が設置。
- 全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は平成20年4月1日現在12.3%であり、配置の促進が課題。

子どもを守る地域ネットワーク設置率・資格保有率と市町村虐待相談対応件数

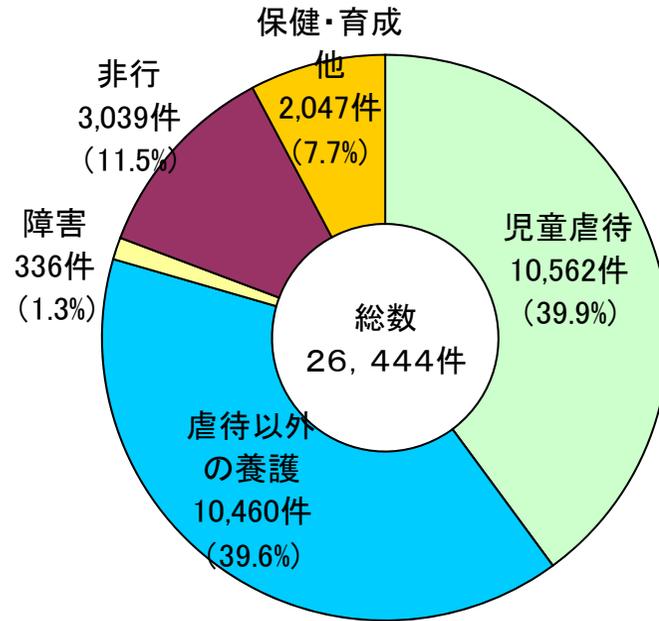


※ ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

児童虐待による一時保護の状況

平成19年度 保護理由別件数

平成19年度における一時保護総数約26,000件のうち虐待による一時保護の件数は約10,600件と最も多い(39.9%)



一時保護の増加(虐待以外も含む)

○ 一時保護が長期化し、約3割の自治体が定員を超えて一時保護を実施。

地域ごとに見ると・・・

	16年度	17年度	18年度
平均在所日数(注)	22.4日	24.3日	25.9日
定員	2,333人	2,472人	2,477人
1日当たり保護人員	1,158人	1,207人	1,320人



○ **約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施**
 【定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体数】
 (18年) 23自治体 [34.8%] → (19年) 21自治体 [31.8%]
 ※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

(注) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料:福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数(公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料:社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在] 自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在](12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

※ 施設数計(自立援助ホームを除く) : 774か所
措置児童数計(自立援助ホームを除く) : 40,709人

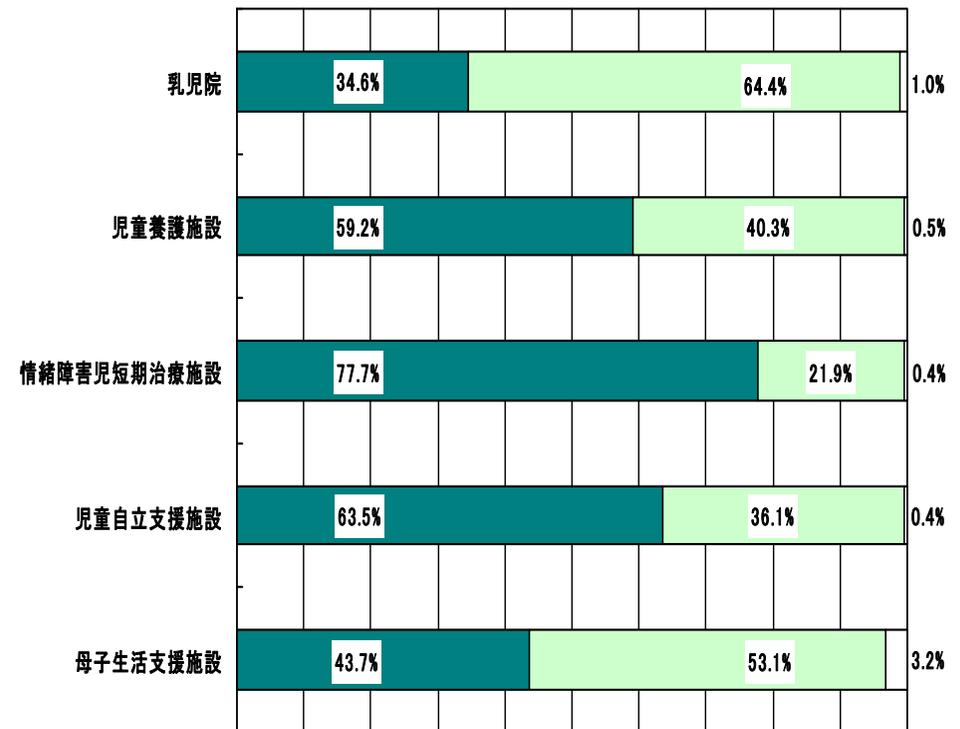
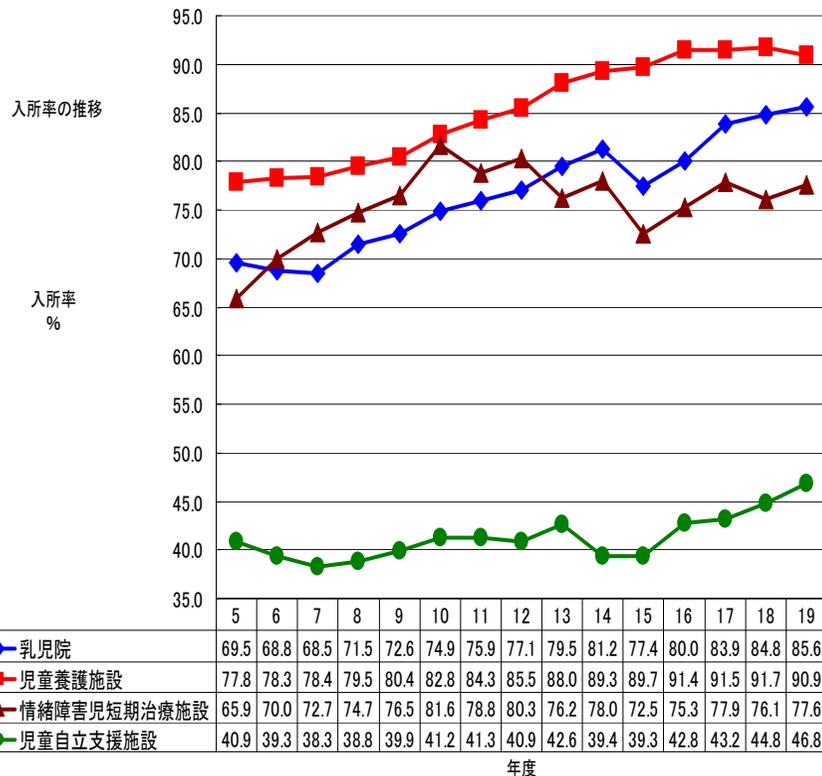
資料:小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

社会的養護体制の量的・質的な整備の必要性

児童虐待の増加等に伴い、虐待を受けた子どもなどに対応する受け皿として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。**

○ 児童養護施設等の入所率も年々上昇している。

○ 施設に入所している子どものうち虐待を受けている子どもの割合も高い。

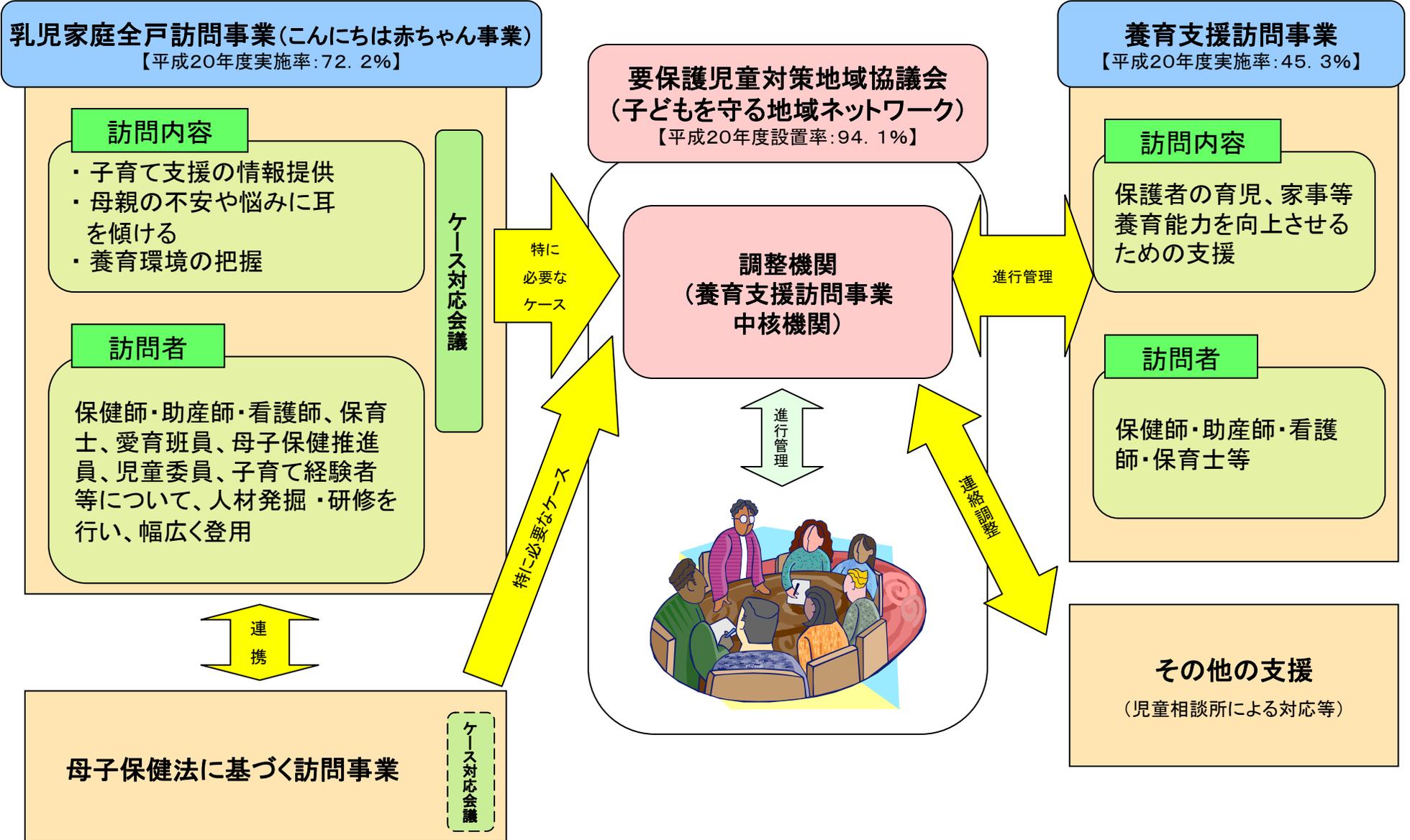


■有り □無し □無回答

平成19年度 社会的養護施設に関する実態調査
(平成20年3月1日現在)

必要な施策① 発生予防

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



地域子育て支援拠点事業

子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置するもの。
(つどいの場を開設するほか、保育所や児童館を活用)

事業内容

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- 各種子育て支援事業は、必ずしも身近な地域に行き渡っている状況とはいえない。
- これらの事業は、平成20年の児童福祉法の改正により、市町村に事業実施の努力義務が課せられたところであり、更なる普及・推進が必要。

	《事業名》	《実績》	《地域における箇所数》	《目標》
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	1,247市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 72.2%	すべての市区町村
	養育支援訪問事業	799市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 45.3%	すべての市区町村
集いの場	地域子育て支援拠点事業	4,889か所 (平成20年度交付決定ベース)	1中学校区当たり 0.49か所	10,000か所 (すべての中学校区)

必要な施策② 早期発見・早期対応

虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応により子どもの安全を守り、後の影響を防ぐことが重要

○ 虐待による通告の徹底

→ 虐待を受けた子どもの情報が早期に児童相談所や市町村に通告されれば救える命。周知・啓発が重要。

※ 平成18年の死亡事例(心中以外)52件のうち、通告があったのは10件(約2割)

○ 児童相談所の体制強化(職員の質・量)

→ 虐待相談対応件数が増加する中で、児童福祉司等の職員の質・量が不足。

○ 市町村の体制強化(職員の質・量)

→ 17年4月から市町村も虐待通告窓口となり、相談対応件数も増えているところ。職員の専門性の向上等さらなる体制強化が必要。

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による連携の強化

→ 子どもを守る地域ネットワークの設置は進んでいるものの、調整機関(事務局)の職員の専門性の向上等さらなる体制強化が必要。

※ 平成20年4月1日時点の全国の調整機関の職員のうち、児童福祉司相当の者の割合は、12.3%

親子分離後の子どもへの適切なケア・保護者への支援が重要

○ 一時保護所の拡充・混合処遇の改善

→ 虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の整備が必要。

※混合処遇の改善や、個別対応できる居室等の改善について未対応である一時保護所の数73か所(60.8%)

○ 社会的養護体制の質・量ともに拡充

→ 入所児童の増加や虐待などケアの難しい子どもが増える中で、社会的養護体制の質量ともに拡充が必要。具体的には以下の取組が必要。

・ 家庭的な養育環境、施設における小規模化の推進。

※要保護児童の措置先のうち里親の割合は9.4%(H19)

※児童養護施設のうち、大舎(1舎20人以上)でのケアを行う施設が393か所(70.6%)(H17)

・ 適切なケアを行うための人員配置基準の引上げ等の見直し。

※児童養護施設入所児童のうち、虐待を受けた経験のある児童の割合は59.2%(H19)

障害を持つ児童の割合は20.2%(H15)

・ 施設入所児童の自立支援策の拡充。

※年長児(16歳以上)のうち約6割は施設から直接就職などにより自立している(H20)

※自立援助ホームは全国で46か所(H19)

○ 親子再統合に向けた保護者への支援

→ 施設に入所等している子どもが家庭に戻るために、保護者の支援・指導が重要。

虐待防止に関する啓発

- ・児童虐待防止月間（11月）において集中的な啓発活動を行うほか、民間団体（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）によるオレンジリボンキャンペーン等を実施
- ・合わせて平成21年11月「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を新潟県妙高市で開催予定

オレンジリボン憲章

子ども虐待防止のオレンジリボン



- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます

☆ あなたにできること・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい